

別記様式第1号(第四関係)

くるめし みのうほくろくちく
久留米市耳納北麓地区活性化計画

福岡県久留米市

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	久留米市耳納北麓地区活性化計画						
都道府県名	福岡県	市町村名	久留米市	地区名(※1)	久留米市耳納北麓地区	計画期間(※2)	令和2年度～令和6年度

目 標 : (※3)
 道の駅くるめは市内の山本、草野、竹野、水縄校区からなる久留米市耳納北麓地区(以下「地区」と表示する。)をはじめ市内で生産された農産物の販売やはぜ祭りなど周辺地域と連携したイベントの実施等の様々な取り組みを通して地域の農業振興や地域経済の活性化に貢献してきた。今後は農産物の販売強化、農業体験、農泊の推進のため多目的施設、交流研修室の整備を本交付金で実施し、都市部住民のみならずインバウンドによる海外からの来訪者との交流を促進させ、更なる農林水産業の振興と地域の農家の所得向上、地域経済の活性化を図る。具体的な目標として、多目的施設、出荷物等調整施設の整備により、地区を含む市東部エリアの交流人口を平成28年度～平成30年度平均(1,946千人)から令和5年度～令和7年度平均(1,975千人)に増加させることを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区が属する久留米市は、福岡県の南西部に位置し、福岡市、北九州市の両政令指定都市に次ぎ、人口30万人を有する県内第3位の都市であり、北は福岡県小都市、大刀洗町、朝倉市、佐賀県鳥栖市に接し、南は大川市、大木町、筑後市、広川町及び市内東部に連なる耳納連山をもって八女市と境をなし、東部は筑後平野の東端付近でうきは市と接し、西部は筑後川を介して佐賀県みやき町、神崎市と接している。市域は東西32.27km、南北15.99km、総面積229.96km²となっている。交通面では、九州自動車道に加え市の中心部を九州を縦貫する国道3号が走り、平行して九州新幹線、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線が走っており、市内を起点に大分市までの国道210号とそれに沿うようにJR久大本線が走っている交通の要衝である。市内を流れる九州一の大川筑後川と東西に連なる耳納連山に生まれ、美しい自然と温暖な気候に恵まれた緑豊かなまちであり、筑紫平野の肥沃な大地のもと多種多様な農産物を生産する福岡県最大の農業都市である。その中でも耳納連山の北斜面に位置し、山本、草野、竹野、水縄校区からなる久留米市耳納北麓地区は、豊かな観光資源や農村風景、魅力ある観光・文化資源を有する地域であり、久留米市新総合計画第3次基本計画(2015～2019年度)において、緑花木や果樹など地域資源を活用した「みどりの里づくり」を推進し、農村地域の活性化、緑花木産業の振興を図るエリアとして位置付け、さらに、久留米市地方創生総合戦略(2015～2019年度)ではみどりの中での職・遊・交流エリアと位置付け、産業の集積や観光振興を進めることとしている。

現状と課題

当地区は、米・麦・大豆、野菜類はもとより、フルーツ、植木・花卉、苗木など、県内最大の農業都市久留米の中でも、最も多種多様な農産物が生産される地域であり、雄大な耳納連山、緑豊かな農業・農村風景など、都市住民が非日常を体感できる魅力的な資源を豊富に有するポテンシャルの高い地域である。
 しかしながら、当地区では市内平均に比較して人口減少や高齢者割合が顕著に進行していることに加え、地域資源の情報を十分に発信できていないために、地区のゲートウェイである「道の駅くるめ」を訪れる人々の多くは、地域の魅力に触れることなく通りすぎている状況にある。
 「道の駅くるめ」の来訪者に「行って、見て、体験したい」と感じてもらい、実際の行動に移してもらうことで、地区への経済効果が波及するよう、「道の駅くるめ」における久留米市耳納北麓地区の魅力発信の強化を図ることが必要である。道の駅くるめには多くの来場者があるものの、直売館の売り場面積やストック機能が不足しているため、午後には商品不足に陥り、販売機会の喪失により地区をはじめとする農産物等出荷者の所得向上にも影響を与えている。

今後の展開方向等(※4)

「道の駅くるめ」は、年間150万人を超える来客がある本市東部随一の集客施設となっており、国道210号沿線という恵まれた交通条件と立地条件であることから、豊富な種類の農産物を活かした農業の振興と地域活性化を目指し、これまでに農産物直売・食品提供施設の整備が行われてきた。
 今後に向けては、道の駅内に多目的施設と出荷物等調整施設を整備することにより、売り場面積の拡大と商品ストック機能の充実を行い、地区の農産物の販売強化や地区の農産物を活用したイベントの実施により地区内の農業に活力を与え、久留米市耳納北麓地区への交流人口を増加させ、地域経済の活性化を推進する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
久留米市	久留米市耳納北麓地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	久留米市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
久留米市	久留米市耳納北麓地区	耳納北麓地域農業体験等事業	久留米市	無	
久留米市	久留米市耳納北麓地区	農家民泊推進事業	久留米市	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

久留米市耳納北麓地区(福岡県久留米市)	区域面積(※2)	4,562ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 久留米市耳納北麓地区の農林地面積は3,895haであり、区域面積の85%を占めている。また、農林水産業における就業人口は地区全体の38%(2015農林業センサス)を占めており、農林業中心の地域である。		
②法第3条第2号関係: 当地区における人口の減少(H21→H31:10,806人→10,047人 759人の減)及び高齢化(65歳以上割合H21→H31:28.6%→36.3% 7.7%上昇)が急速に進んでおり、農林業を中心とする地域活性化のためには当該地区と都市との地域間交流を進めることが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 当地区の中では用途地域、DID地区もなく市街地を形成していない地区である。事業を実施する場所については、地区で生産された農産物の出荷・販売をしているほか、地区を対象に実施される農業体験事業、農家民泊の情報発信機能を持ち、既に一定の都市部からの来場者が見込まれ、交通の要衝である道の駅くろめと設定している。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)		
					氏名	住所		氏名	住所				

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画主体である久留米市が、庁内関係部局から久留米市耳納北麓地区を含む市東部エリアの交流人口に関するデータを入手するとともに、管理運営を行っている(一財)久留米市みどりの里づくり推進機構から、道の駅くるめの販売額、来場者数の報告を受け、実績を把握し、必要に応じてモニタリングや利用者アンケートを実施することにより、令和5年度から令和7年度において、久留米市耳納北麓地区を含む市東部エリアの交流人口を29千人増の目標達成状況を検証し評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。